

令和5年1月26日  
第八管区海上保安本部  
海上保安学校

## 第八管区海上保安本部・海上保安学校 定例記者懇談会

- 1 日時  
令和5年1月26日（木）午後2時00分から
- 2 場所  
舞鶴港湾合同庁舎2階 第1会議室
- 3 発表事項  
＜第八管区海上保安本部＞
  - ・令和4年における海上犯罪取締りの状況＜海上保安学校＞
  - ・海上保安学校基本動作競技会の実施について
- 4 業務説明  
＜第八管区海上保安本部＞
  - ・海洋汚染と油防除資器材

令和5年1月26日  
第八管区海上保安本部  
海上保安学校

## 令和5年2月業務予定

日	曜	業務内容	備考
継続			
1	水		上旬
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月		
7	火		
8	水		
9	木		
10	金		
11	土		中旬
12	日		
13	月	巡視船わかさ就役	
14	火		
15	水	海上保安学校基本動作競技会	
16	木		
17	金		
18	土		
19	日		
20	月		
21	火		下旬
22	水	第八管区海上保安本部・海上保安学校定例記者懇談会	
23	木		
24	金	海上保安学校基本動作競技会(予備日)	
25	土		
26	日		
27	月		
28	火		



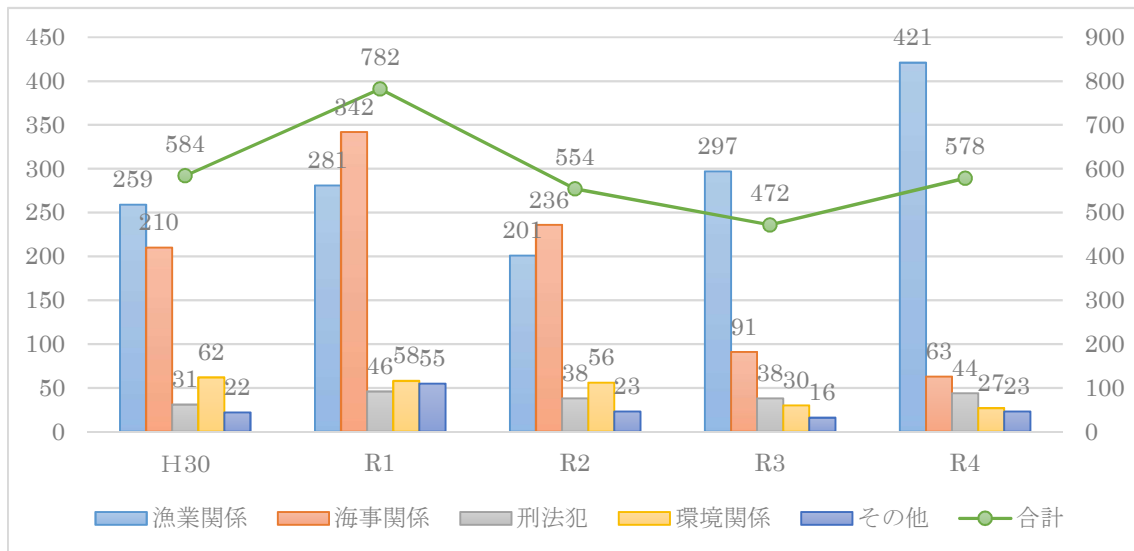
問合せ先：第八管区海上保安本部  
警備救難部刑事課長  
草野繁一  
TEL0773-76-4100（内線 3170）

令和5年1月26日  
第八管区海上保安本部

## 令和4年における海上犯罪取締りの状況

- ◇ 令和4年の第八管区海上保安本部管内（福井県、京都府、兵庫県北部、鳥取県、島根県の各沿岸部）における海上犯罪の送致件数は578件（前年比106件増）
- ◇ 主な犯罪は沿岸域密漁事案（漁業関係法令違反）で、前年比124件増加した一方、他の法令違反は、ほぼ横ばい状況。

### 1 年別 送致状況（件数）



	漁業関係	海事関係	刑法犯	環境関係	その他	合計
R4	421 (73%)	63 (10%)	44 (7%)	27 (5%)	23 (4%)	578
R3	297 (63%)	91 (19%)	38 (8%)	30 (7%)	16 (3%)	472
R2	201 (36%)	236 (43%)	38 (7%)	56 (10%)	23 (4%)	554
R1	281 (36%)	342 (44%)	46 (6%)	58 (7%)	55 (7%)	782
H30	259 (44%)	210 (36%)	31 (5%)	62 (11%)	22 (4%)	584

※ その他：電波法違反、遊漁船業の適正化に関する法律違反等

## 2 法令別送致状況

### (1) 漁業関係法令違反

- 密漁等の漁業関係法令違反の送致件数は 421 件（前年比 124 件増）
- 密漁事犯の大半が沿岸部での貝類などを採捕する密漁で、県外から訪れた一般人(非漁民)による犯行で占められています。

密漁したさざえ、かき等

#### 【事例】

令和4年8月、小浜海上保安署職員が巡回中、福井県小浜市内の岩場で密漁を行う男性2名を発見し、職務質問するも犯行を否認し逃亡しようとしたため漁業法違反で現行犯逮捕しました。



※ 漁業者からの要請を受け、沿岸警戒及び取締りに努めています。

各府県の沿岸漁業者が資金をかけて稚貝を放流、養殖し、資源保護に努めているなか、漁業者では無い一般の方がアウトドア感覚で密漁する事案が後を絶ちません。

### (2) 海事関係法令違反

- 海事関係法令違反の送致件数は 63 件（前年比 28 件減）
- 海事関係法令違反のうち、主なものは
  - ・ 船舶の検査を受けていない等の「船舶安全法違反」が 39 件
  - ・ 無資格運航等の「船舶職員及び小型船舶操縦者法違反」が 11 件でした。

違反船舶（水上オートバイ）

#### 【事例】

令和4年7月、敦賀海上保安部管内において、水上バイクが航行できない沖合海域(岸から2海里以遠)で、4台が釣りをしている状況を現認し、船舶安全法違反で検挙しました。



### (3) 刑法犯

- 刑法犯の送致件数は 44 件（前年比 6 件増）
- 刑法犯のうち、船舶同士の衝突や船内作業中に負傷する等の「業務上過失往来危険や業務上過失傷害致死等」が 36 件と占めていますが、傷害

事件も発生しています。

【事例】

令和4年8月、浜田海上保安部は島根県浜田市浜田港内で岸壁工事を行っていた潜水士が作業台船と岸壁の間に挟まれ、死亡した事件につき、作業責任者等を業務上過失致死で検挙しました。

事故現場と作業台船



(4) 環境関係法令違反

- 環境関係法令違反の送致件数は27件（前年比3件減）
  - 環境関係法令違反のうち、
    - ・ ゴミの不法投棄等の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」が17件
    - ・ 船舶からの油排出等の「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反」が9件
- を占めています。

海に投棄された廃棄物

【事例】

令和4年11月、敦賀海上保安部管内において旅館で発生した廃棄物（カニ殻等）を海に投棄する状況を現認し、廃棄物処理に関する法律違反で検挙しました



※ 一般の方が不要になった家庭ごみなどを安易な気持ちで投棄される事案も多く発生しています。

当管区では今後も海洋環境の保全啓発に努めるとともに、引き続きこれら不法行為者の取締りを実施してまいります。

(5) その他法令違反

- その他法令違反の送致件数は23件（前年比7件増）
  - その他法令違反の主な違反は、
    - ・ 正当な理由なく刃物を携帯した等「銃砲刀剣類所持等取締法違反」が12件
- を占めています。

### 3 今後の取り組み

昨今のアウトドアブームによって海に出向く機会が増え、それに伴う漁業関係、海事関係法令違反が多い状況が続いていることから、第八管区海上保安本部では、引き続き関係機関と連携し、指導・啓発に努めるとともに、新型コロナウイルス感染防止に万全の対策を講じつつ、航空機や巡視船艇による広域監視や立入検査、取締りを実施して、地域の安全、安心に寄与するべく努めてまいります。

【問合せ先】

海上保安学校

総務課長 水本 秀樹

TEL/FAX 0773-62-3520



令和5年1月26日

海上保安学校

## 海上保安学校基本動作競技会の実施について

海上保安学校では、「基本動作の正確性を競い合う場」を設けることで、基本動作に係る意識向上、海上保安庁職員としての結束と協調性を高めることを目的として、下記により基本動作競技会を実施します。

### 記

1 日時

令和5年2月15日（水）午後3時40分から午後5時15分

延期時の代替日：令和5年2月24日（金）午後3時40分から午後5時15分

2 参加者

全学生約580名（うち女子約90名）

3 場所

舞鶴市字長浜2001番地 海上保安学校

（晴天：ラグビーグラウンド、雨天：講堂等屋内施設）

4 競技種目等

競技は13組の分隊に分けた対抗戦とし、

（1）容儀点検

（2）制限時間内における停止間の動作及び隊の形成及び行進間の動作（基本）

を実施します。

## 5 中止・延期の基準

学校内で新型コロナウイルス罹患者が多数発生した場合は競技を中止、中断する場合があります。

## 6 取材時のお願い事項

- (1) 取材を希望される場合は、2月10日（金）までにご連絡をお願いします。
- (2) 取材に際しては、コロナ感染防止対策のご協力（事前の検温・マスク着用）をお願いします。

※ 「基本動作」とは、海上保安官としての必要な統一された動作であり、「姿勢、敬礼、行進など」をいいます。